**監事機能の強化について**

**法人研修会資料**

**１　監事機能の強化に当たっての基本的考え方**

　法人が、様々な課題に適切に対処しつつ、安定した事業運営を行っていくためには、理事機能の強化と併せて、法人の公益性及び運営の適正性を確保するための機関である監事機能の強化を図ることにより、ガバナンスの強化を図ることが必要である。

　監事機能の強化のためには、監査すべき内容の明確化や監査を支援する仕組みの構築等により、実効ある監査が行われるようにすることが必要である。

また、監査の実効性や客観性を高める観点から外部性の強化を図ることが必要と思われる。

**２　具体的改善方策**

**（１）監事の職務の明確化等**

　監事については「計算書類及び事業報告並びに附属明細書」及び「理事の職務執行の状況」について監査することとされているが、これらの範囲及び内容が必ずしも明確でないため、必要な監査を十分に行うことができない場合もあると考えられる。このため、監査すべき範囲及び内容について監査規程等により明確化することが必要である。なお、監査規程等の策定に当たっては、設置する事業の種類や法人の規模等による違いにも配慮することが求められる。

　「計算書類及び事業報告並びに附属明細書」及び「理事の職務執行の状況」を監査するということは、法人の運営全体が対象となるということである。したがって、監査の範囲は計算書類にかかわる部分に限られるものではなく、法人の業務の中心である社会福祉事業等の運営に関しても対象に含まれることとなる。

　監査の内容としては、予算の決定や中長期計画の策定（事業所の開設、法人内事務体制の見直し、施設設備の整備等）に対する意見陳述、所轄庁による行政監査や外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。

また、適法性の観点だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。

　監査報告については、法人において計算書類等とともに所轄庁へ提出することが義務付けられているが、計算書類等とともに閲覧に供するように備え置きすることも求められている。

さらに、監事が法人の運営状況について十分に把握し監査の実効性をより高めるとともに、役員として法人の運営に参画する観点から、監事が法人の運営に関する意思決定等が行われる場である理事会及び評議員会へ出席するようにすることが必要である（理事会への出席、評議員会での説明は義務となっている）。

なお，理事会、評議員会いずれにおいても，監事の議決権はないものとされている。

**（２）監事の職務執行の支援**

　実効ある監査を行うためには監事が常勤であることが望ましいが、非常勤の監事であっても十分な監査ができるよう、各法人において監事の監査を支援するための様々な態勢を整備することが求められる。

　具体的には、非常勤の監事や外部から登用された監事が法人の運営状況について十分に把握できるようにする観点から、理事長、業務執行理事が自己の職務の執行状況を理事会に報告する際には、必ず出席し、その内容を確認することが必要である。

　また、会計監査人の設置が義務付けられていない比較的規模の大きい法人などにおいては、監事のみの対応では十分な監査が難しいと考えられることから、規模等に応じ監事の下部機関としての事務組織を整備することや監事の職務を支援するための職員を配置する等の支援態勢を整備することが望ましい。

　さらに、監事の役割について十分に理解してもらうため、関係団体が実施する監事研修への積極的な参加を支援する取り組みも必要である。

**（３）監事の選任基準等**

　監査についての専門性を高めるとともに、監事が遠慮することなく意見を言えるようにする観点から、外部性を高めておくことが重要である。例えば、監事のうち少なくとも1名は、就任時又は過去数年間において当該法人の理事又は職員でなかったものを選任するようにすることや、財務管理について識見を有する者として、公認会計士、税理士等の専門家を選任することが望ましいとされている。